

令和5年（行ウ）第312号、令和6年（行ウ）第81号、同第86号

伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

被告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）

意見陳述書

令和6年8月 8日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告 村 田 佳 壽 子

1 私は、環境ジャーナリストとして、明治大学環境法センター客員研究員を務めながら、他にもたくさんの環境関連のお仕事を行う立場から、次の通り意見陳述致します。

2 法的見知から

1 神宮外苑再開発事業は、憲法違反である

憲法第11条、第12条（自由・権利の保持の、未来の世代に対する責任、濫用の禁止）、第13条、第25条を侵害するものです。

そして、公共の福祉に反する行為。

2 都知事の職権濫用である。

東京都環境影響審議会の「疑義あり。継続審議の必要性あり。」との意見を無視して都知事が工事着工を許可してしまいました。

3 環境ジャーナリストの見知から

.世界の中の日本、その首都東京の暴挙に批判殺到、東京都のみならず、日本という国に対する信頼性を著しく損なっている。

・外国人記者クラブでの会見以降、アメリカ、ヨーロッパ各国で特集が組まれる

程

- ・地球温暖化を加速させる「加害行為」である。
- ・国連人権理事会報告書にも取り上げられている「人権侵害」である。
- ・ICOMOS の「ヘリテージアラート」を無視し続けている。これは国際社会の秩序に反する行為である。

4 神宮外苑の森は、民間人の協力と貢献によってつくられ、100 年間の永きに渡り、広く国民に愛され、守られて来た「公共の財産」であり、一宗教団体の神宮の独占物ではないし、一民間企業のものでもありません。「公共の公園として公開する」「維持して行ける経済力がある。」との約束に基づき、国有地を当時の時価の半値で、明治神宮に払い下げられたのに、「現在は、護持する経済力が無い。」と言うのであれば、国民に返還すべきです。

5 神宮の総代と、神宮外苑再開発事業者 三井不動産の会長は、同一人物であり、東京都の職員が三井不動産に天下りした、というニュースが今年 6 月に報道されています。「権力と民間企業の癒着」が疑われる現実がここにあります。

6 新国立競技場建設の為、風致地区条例を無視して 80m の高さで建設許可、悪しき前例を正当な裁判により正しい事例：新しい前例をつくるべきです。

7 そもそも樹木伐採が必要とされた原因は、「ラグビー場と野球場が老朽化しており、両競技の開催を遅滞なく行う為に云々…」であるが、建築の専門家からは、「耐震工事も完了しており、様々な面から見て建替えの必要性は無い。寧ろ、建築物として重要な価値があり、残すべき」との意見が出されています。

しかし、これら神宮外苑再開発事業について、国内のマスコミで報道される事は余りに少なく、広く国民全体の知る所となっていません。

事業者の中にマスコミ各社が入っており、また、マスコミ各社にとって三井不動産をはじめとするデベロッパーが大手スポンサーである事から、忖度しているのでは？と、長年マスコミで仕事をして来た私は察しています。

8 神宮外苑再開発に絡む問題は、法律でしか裁く事ができません。本件は、樹

木を守る為であるとともに人間を、人権を守る為の闘いです。どうか、日本国憲法に基づき、正しい判決を頂けますよう、お願い申し上げます。

以上